

### 要介護認定申請に係る有効期間

申請区分	原則の認定有効期間	国の定めた設定可能な認定有効期間の範囲	玖珠郡の推奨する認定有効期間 (ターミナルの場合は原則6か月とする) 黄色の区分は変更しています	備考	
新規申請	6か月	3か月～12か月	3か月～12か月		
区分変更申請	6か月	3か月～12か月	3か月～12か月		
更新申請	要支援⇒要支援	3か月～36か月 (H30年度改正) ↓ 3か月～48か月※ (R3年度改正)	要支援1⇒要支援1 3か月～24か月		
			要支援1⇒要支援2 3か月～24か月		
			要支援2⇒要支援1 3か月～12か月		
			要支援2⇒要支援2 3か月～24か月		
	要介護⇒要支援	12か月	3か月～36か月 (H30年度改正)	要介護⇒要支援 12か月	
	要支援⇒要介護	12か月		要支援⇒要介護 12か月	要介護1で「不安定」の場合は「6か月」のみ
	要介護⇒要介護	12か月	3か月～36か月 (H30年度改正) ↓ 3か月～48か月※ (R3年度改正)	要介護1⇒要介護1 3か月～36か月	
				要介護2⇒要介護2 3か月～36か月	
				要介護3⇒要介護3 3か月～36か月	
				要介護4⇒要介護4 3か月～36か月	
要介護5⇒要介護5 3か月～48か月					
要介護4⇒要介護5 3か月～36か月					
要介護5⇒要介護4 3か月～36か月					

※ 印は直前の要介護度と同じ要介護度と判定された場合に適用。

令和4年3月1日以降に申請のあった更新認定申請が対象となります。